



Title	地方公共団体における公文書館の現状と課題：公文書館専門職の経験を通じて
Author(s)	矢切, 努
Citation	
Version Type	VoR
URL	https://hdl.handle.net/11094/71452
rights	
Note	

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

The University of Osaka

大阪大学社会学共創連続セミナー第4回（平成31年3月18日）

地方公共団体における 公文書館の現状と課題

—公文書館専門職の経験を通じて—

中京大学法学部：矢切努

地方公共団体における公文書館の現状と課題

1. はじめに

2. 日本における「アーカイブズ文化」の未定着

- (1) 「アーカイブズ文化」の未定着
- (2) 公文書館に対する認識・理解度の低さ
- (3) 地方公共団体の公文書館の現状

3. 地方公共団体における公文書館の課題

- (1) 公文書館利用者の拡大ー収集・保存・公開の対象とする文書
- (2) 「文書を残す基準」の策定

4. 地方公共団体における公文書館専門職の課題

- (1) アーキビスト資格制度の不備と専門職業務
- (2) 地方公共団体の公文書館専門職と「職務基準」

5. むすびにかえて

1. はじめに（報告の前提）

＜報告者＞平成16(2004)年9月～平成27(2015)年3月
大阪府公文書館非常勤嘱託員（専門職）

- 平成16(2004)年：太田房江知事
- 平成20(2008)年：橋下 徹知事
- 平成23(2011)年：松井一郎知事

公文書館が改革対象

- ・ 財政黒字化

- 予算ゼロベース改革

- 公文書館「冬の時代」

2. 日本における「アーカイブズ文化」の未定着

(1) 「アーカイブズ文化」の未定着

近年：「アーカイブ(ズ)」用語が浸透・・・

※ “Archives”・・・日本語訳が困難、自覚的に用いていない？
・・・用語概念の多様性・定義が定まらず。

「まだ耳慣れないこの言葉は、文書館、史料館、公文書館などと訳されていますが、いずれの訳も完全ではありません。また、これらの施設（建物）だけを、指すのではなくこの中に保存されている文書、公文書、史料、記録のこともアーカイブズと呼んでいます」

（「大阪あーかいぶず」第6号：1986）

2. 日本における「アーカイブズ文化」の未定着

(1) 「アーカイブズ文化」の未定着

明治憲法第21条

「日本臣民ハ法律ノ定ムル所ニ従ヒ納税ノ義務ヲ有ス」

憲法義解

「納税は…兵役と均しく臣民の国家に対する義務の一」

- ✓ 欧米：「Tax Payer」・・・支払った税の用途をチェック
⇒ 公文書は国民の共有財産という意識
- ✓ 日本：「納税義務者」・・・用途チェックする意識が希薄
⇒ 公文書は国民の共有財産の意識が希薄

2. 日本における「アーカイブズ文化」の未定着

(2) 「公文書館」に対する認識・理解度の低さ

「公文書館とは何か？」 「なぜ公文書館が必要？」

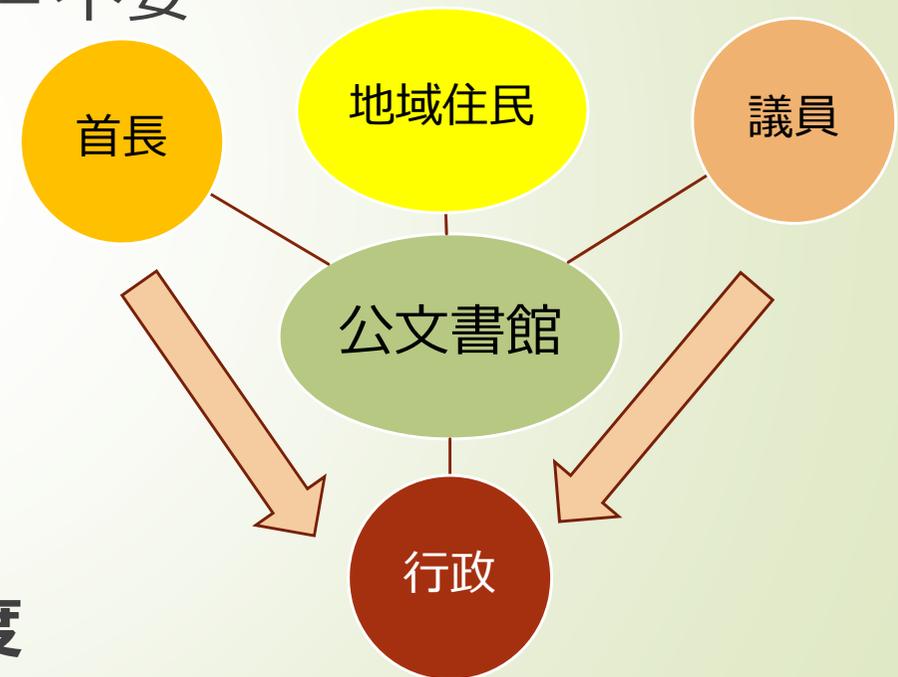
…公文書館・館職員は常に説明に直面

…「図書館」 = 要 「公文書館」 = 不要

✓ 中央政府の杜撰な公文書管理
・改ざん問題

⇒ 国民（地域住民）レベルで
公文書管理の関心向上

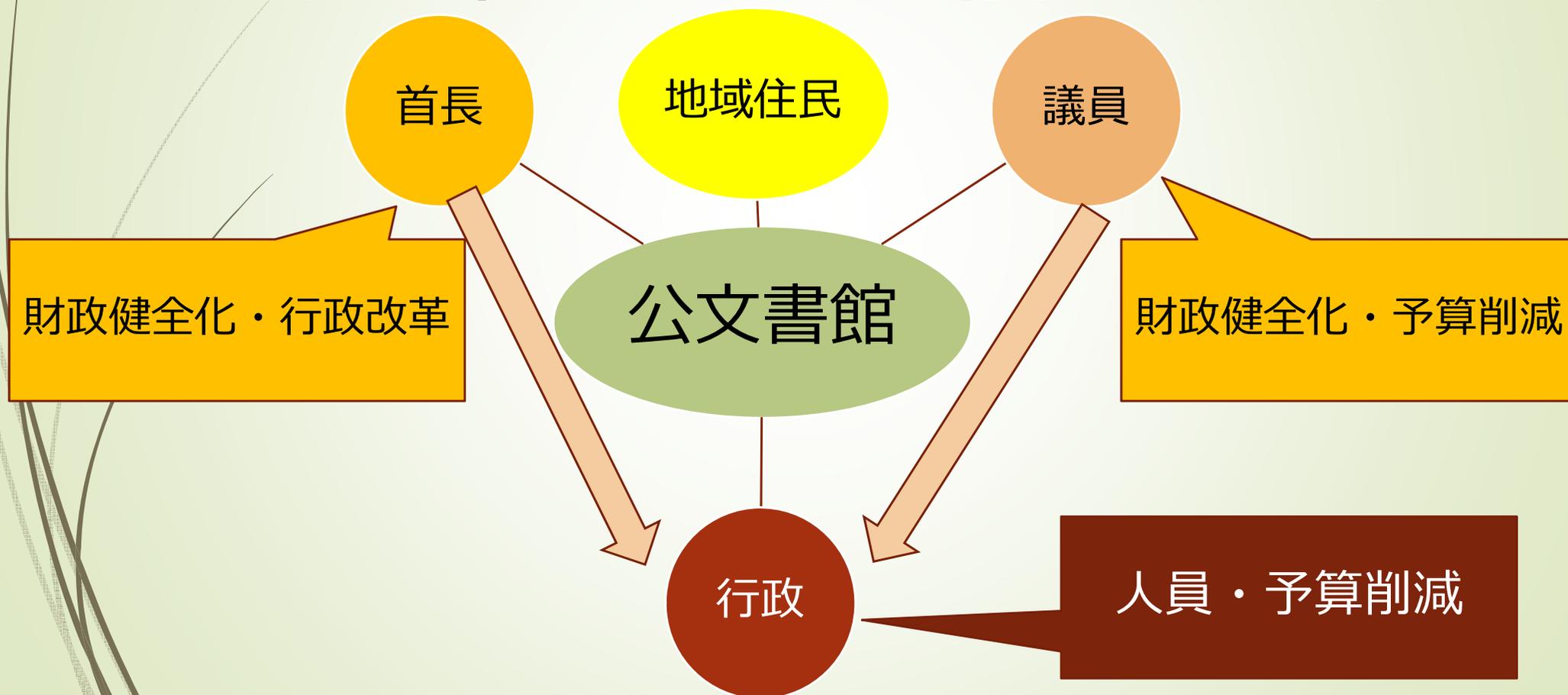
⇒ But 公文書館への認識・理解度
は変わらず



2. 日本における「アーカイブズ文化」の未定着

(3) 地方公共団体の公文書館の現状

✓ 財政難・首長交代・・・> 公文書館が行革・整理の対象に



3. 地方公共団体における公文書館の課題

(1) 「公文書館」利用者の拡大—収集・保存・公開の対象とする文書

◆ 「公文書館」収集・保存・公開の対象・・・**歴史公文書**・**歴史的資料**

□ 国立公文書館法(法律第115号・1987)

国及び地方公共団体は、**歴史資料として重要な公文書等**の保存及び利用に関し、適切な措置を講ずる責務を有する

□ 公文書管理法(法律第66号・2009)・・・「**歴史公文書**」

□ 大阪府：「**歴史的文書資料**類等」収集・整理・保存・展示・閲覧・・・

「**歴史的資料**」を所蔵する公文書館のイメージ

・・・> 歴史研究者・歴史好き以外利用できない、敷居の高い施設

3. 地方公共団体における公文書館の課題

(1) 「公文書館」利用者の拡大

—収集・保存・公開対象とする文書

<参考>

□ 札幌市公文書管理条例(2012)

重要公文書：公文書のうち、**市政の重要事項**に関わり、将来にわたって**市の活動又は歴史を検証する上で重要な資料**

□ 札幌市公文書館条例(2013)・・・「特定重要公文書」

・・・> 地域住民の公文書館に対する認識・理解度の向上？
公文書館利用者の拡大に資する？

3. 地方公共団体における公文書館の課題

(2) 「文書を残す基準」の策定

- ▶ 地方公共団体の公文書館が収集する文書の基準
 - ・ 先例踏襲による文書の評価・選別も
明確な文書を残す基準が不在
 - ・ 評価・選別担当者の交代等で、収集文書の変化

「文書を残す基準」

- ① 行政の一貫性
- ② 歴史的基準
- ③ 自治体の特有性
- ④ 地域の文化的遺産を残す役割

4. 地方公共団体における公文書館専門職の課題

(1)アーキビスト資格制度の不備と専門職業務

- M(博物館)・・・学芸員資格
- L(図書館)・・・司書資格
- A(公文書館)・・・アーキビスト（資格なし）
 - =アーキビストの使命感・理念・職務基準が不明確
 - ・・・> 公文書館専門職が手探り状態で業務を遂行
 - ・・・> 公的機関等のアーキビスト養成講座等

(Ex)

<国立公文書館> 公文書館等職員研修会・公文書館専門職員養成課程

<国文学研究資料館> アーカイブズカレッジ

<学習院大学アーカイブズ学専攻> 大学院課程創設(2008～)

4. 地方公共団体における公文書館専門職の課題

(2) 地方公共団体の公文書館専門職と「職務基準」

① 地方公共団体の公文書館専門員の職務

- ・ 評価・選別・収集／保存／利用／普及

✓ 評価・選別業務は、正規行政職員の権限
外部採用専門職の権限外？

✓ 歴史系専攻中心の外部採用専門職は、行政法・地方自治法・
行政学等の知識が十分でなく、どうしても自己の歴史的基準
で判断する傾向

4. 地方公共団体における公文書館専門職の課題

(2)地方公共団体の公文書館専門職と「職務基準」

① 地方公共団体の公文書館専門員の職務

✓ 歴史系の知識のみでは対応できない公文書の存在

・・・> 地方の実務行政の範囲は多岐にわたる
(例) 医療・衛生・福祉・建築・情報 etc

・・・> 公文書館専門職に必要とされる知識・技能
人文科学・社会科学・自然科学の幅広い知識・技能

4. 地方公共団体における公文書館専門職の課題

(2)地方公共団体の公文書館専門職と「職務基準」

② 「アーキビストに必要とされる知識・技能」養成の難しさ

□ 国立公文書館「アーキビストの職務基準書」(H30.12月)

- …> 関連諸科学：歴史学・法学・行政学・情報工学等の基礎知識
- …> 高く評価される

□ 高度な知識・技能を有するアーキビスト養成の難しさ

- 1：オールマイティなアーキビスト養成課程
- 2：国と地方公共団体公文書館の違い

= 高度な知識・技能を有するアーキビストを受入れる社会環境 **未整備**

4. 地方公共団体における公文書館専門職の課題

(2) 地方公共団体の公文書館専門職と「職務基準」

③ 地方公共団体における公文書館専門職の可能性

□ 「アーキビストの職務基準書」は目標とされるべきも、地方公共団体の公文書館の実情を踏まえた、現実的なアーキビストのあり方を模索

- **専門性**：歴史学系・行政法・地方自治法・行政学の専門知識
- **特有性**：当該地方公共団体の特有性を理解
- **判断力**：多様な公文書の評価・選別に当たり、専門家に意見を仰ぐ必要があると判断する能力
- **調整力**：実務性と専門性との調整

むすびにかえて

- ✓ 「アーカイブズ文化」の未定着
 - ✓ 地方公共団体公文書館は「頑張れば頑張るほど先細り」
 - ✓ 公文書館専門職も、極めて不安定な雇用状況
- ➡ 日本における「**アーカイブズ文化**」の定着と地方公共団体における公文書館等類縁施設の発展を祈って、本報告を終わります。